

第75回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月25日（水曜日）午前10時

場所 名古屋市中村区平池町四丁目60番12号
グローバルゲート
名古屋コンベンションホール
メインホール（3階）

昨年とは開催場所が異なります。
ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」
をご確認ください。

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案>

- 第4号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件
- 第5号議案 自己株式取得の件
- 第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- 第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

Rinnai

証券コード 5947

株主各位

(証券コード 5947)

2025年6月3日

名古屋市中川区福住町2番26号

リンナイ株式会社

代表取締役社長 内藤 弘康

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.rinnai.co.jp/>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」を選択し、「株式・債券情報」にある「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リンナイ」又は「コード」に当社証券コード「5947」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って、2025年6月24日（火曜日）午後5時20分までに議決権行使いただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）へアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面のご案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所	名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート 名古屋コンベンションホール メインホール（3階） （末尾の「定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第75期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第75期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p><会社提案></p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役9名選任の件</p> <p>第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p><株主提案></p> <p>第4号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件</p> <p>第5号議案 自己株式取得の件</p> <p>第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件</p> <p>第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件</p> <p>株主提案（第4号議案から第7号議案）に係る議案の要領は、本招集ご通知「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。</p>
4. 招集にあたっての決定事項 <small>（議決権行使についてのご案内）</small>	<ol style="list-style-type: none"> (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2)インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 (3)インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットと書面（郵送）が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人の会計監査報告及び監査役の監査報告作成の際に監査をした対象書類の一部であります。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットと書面（郵送）が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時20分受付分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

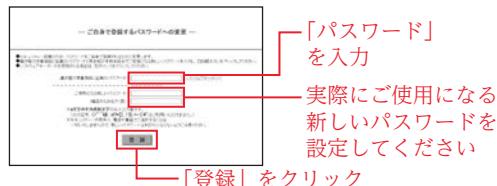
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



書面（郵送）による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、以下の行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時20分到着分まで

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○ 議決権行使数 XX 股

〇〇〇〇 印中

××××年 ×月××日

議案番号	議案内容	賛	否
第1号	議案	○	
第2号	議案	○	
第3号	議案	○	
第4号	議案		○
第5号	議案		○
第6号	議案		○
第7号	議案		○

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

各議案の賛否をご表示ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

第4号議案から第7号議案は株主様からの提案によるものです。

当社取締役会はこれらの議案すべてに反対しております。

当社取締役会意見に関する詳細につきましては、本招集ご通知「株主総会参考資料」をご参照ください。

← こちらを切り取ってご返送ください。

会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、下図のようにお示しください。

会社提案			株主提案			
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○

会社提案「賛」に○

株主提案「否」に○



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年6月25日（水曜日） 午前10時

**開催場所 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール メインホール（3階）**

株主総会参考主書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、安定した利益還元を維持することが経営の重要政策のひとつであると考えており、連結業績や配当性向等を総合的に勘案いたしまして、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金（1株につき40円）を含めました年間配当金は、1株につき80円となります。

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金 40円
配当総額 5,625,583,520円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2025年6月26日 |

2. その他剰余金の処分に関する事項

資本政策における機動性の確保を目的として、別途積立金の一部を取り崩し、次のとおりといたしたいと存じます。

- | | | |
|--------------------|---------|-----------------|
| (1) 減少する剰余金の項目とその額 | 別途積立金 | 10,000,000,000円 |
| (2) 増加する剰余金の項目とその額 | 繰越利益剰余金 | 10,000,000,000円 |

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	属性	当事業年度における取締役会の出席状況
1	はやし けんじ 林 謙治	男性	代表取締役会長	再任	14回/14回 (100%)
2	ないとう ひろやす 内藤 弘康	男性	代表取締役社長 社長執行役員	再任	14回/14回 (100%)
3	なりた つねのり 成田 常則	男性	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐	再任	12回/14回 (86%)
4	しらき ひでゆき 白木 英行	男性	取締役 専務執行役員 営業本部長	再任	14回/14回 (100%)
5	いのうえ かずと 井上 一人	男性	取締役 専務執行役員 生産技術本部長	再任	14回/14回 (100%)
6	かみお たかし 神尾 隆	男性	筆頭独立社外取締役 指名諮問委員会委員長 報酬諮問委員会委員長	再任 社外 独立	14回/14回 (100%)
7	おぐら ただし 小倉 忠	男性	独立社外取締役	再任 社外 独立	14回/14回 (100%)
8	どち ようこ 土地 陽子	女性	独立社外取締役	再任 社外 独立	14回/14回 (100%)
9	さとう くみ 佐藤 久美	女性	独立社外取締役	再任 社外 独立	10回/10回 (100%)

- (注) 1. 社外取締役 神尾隆氏は2025年3月5日開催の取締役会にて、筆頭独立社外取締役に選定されました。
2. 佐藤久美氏は、2024年6月27日開催の第74回定時株主総会において新たに選任され就任したため、取締役会の開催回数が他の取締役候補者と異なります。

取締役候補者のスキルマトリクス

【特に期待する項目】 ※対象者のすべての知見及び経験を表すものではありません。

	企業経営の経験及び知見等								
	企業経営/ マネジメント	グローバル	技術 (開発/生産/販売)	営業企画/ マーケティング	財務/会計/ 資本政策	人材戦略	ガバナンス/ 法務/ リスク管理	サステナビリティ	IT/DX
林 謙治	●	●	-	-	●	●	●	-	-
内藤 弘康	●	●	●	-	●	-	-	●	-
成田 常則	●	-	●	●	-	●	-	-	-
白木 英行	-	-	-	●	-	●	-	-	●
井上 一人	-	●	●	-	-	-	-	-	●
神尾 隆	●	●	-	●	-	-	●	-	-
小倉 忠	●	-	●	-	-	●	●	-	-
土地 陽子	-	●	-	-	●	-	●	●	-
佐藤 久美	-	●	-	-	-	●	-	●	●

候補者
番号

1

はやし
林

けん
謙 じ
治

(1949年6月27日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1972年4月	当社入社	2005年6月	当社取締役 常務執行役員 関連事業部長
1978年9月	当社取締役	2006年6月	当社代表取締役副会長
1980年2月	当社取締役 総合企画室長	2017年4月	当社代表取締役会長（現任）
1983年6月	当社常務取締役 生産技術部長		
1992年7月	当社常務取締役 関連事業部長		

所有する当社の株式数：7,369,872株

取締役候補者とした理由

林謙治氏は、1972年に当社入社以降、1978年より取締役として、その後に総合企画室長（現：経営企画本部）、生産技術部長（現：生産技術本部）、関連事業部長（現：経営企画本部）を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ないとうひろやす
内藤弘康

(1955年4月20日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	当社入社	2005年6月	当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 兼総務部長
1991年6月	当社取締役 開発技術本部 副本部長兼新 技術開発部長	2005年11月	当社代表取締役社長 社長執行役員 （現任）
1998年7月	当社取締役 開発本部長		
2001年7月	当社取締役 経営企画部長兼総務部長		
2003年6月	当社常務取締役 経営企画部長兼総務部長		

重要な兼職の状況：名古屋鉄道株式会社 社外取締役

所有する当社の株式数：1,530,540株

取締役候補者とした理由

内藤弘康氏は、1983年に当社入社以降、1991年より取締役として、その後に開発本部長、経営企画部長（現：経営企画本部）、総務部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

なり た つね のり
成 田 常 則

(1948年6月15日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1967年4月	当社入社	2010年4月	当社代表取締役 副社長執行役員 開発本部、生産本部、海外事業本部、お客様部担当兼営業本部長
1988年6月	当社取締役 開発技術本部長兼品質保証部長	2010年10月	当社代表取締役 副社長執行役員 開発本部、生産本部、海外事業本部担当兼営業本部長
2001年6月	当社常務取締役 生産本部長	2016年4月	当社代表取締役 副社長執行役員 社長補佐、生産本部、海外事業本部掌管
2005年6月	当社取締役 常務執行役員 生産本部長	2018年4月	当社代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 (現任)
2005年11月	当社取締役 常務執行役員 国内総括兼営業本部長		
2006年4月	当社取締役 専務執行役員 国内総括兼営業本部長		
2009年4月	当社取締役 副社長執行役員 開発本部、生産本部、海外事業本部、お客様部担当兼営業本部長		

所有する当社の株式数：33,935株

取締役候補者とした理由

成田常則氏は、1967年に当社入社以降、1988年より取締役として開発技術本部長（現：開発本部）を、その後に生産本部長、営業本部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

しら き ひで ゆき
白 木 英 行

(1966年6月23日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1989年4月	当社入社	2023年4月	当社専務執行役員 営業本部長
2017年4月	当社執行役員 営業本部 関東支社長	2023年6月	当社取締役 専務執行役員 営業本部長 (現任)
2019年4月	当社執行役員 営業本部 副本部長兼関東支社長		
2020年6月	当社常務執行役員 営業本部長		

所有する当社の株式数：9,835株

取締役候補者とした理由

白木英行氏は、1989年に当社入社以降、営業本部にて経験を積み、2017年より執行役員として関東支社長や営業本部 副本部長を、その後2020年より常務執行役員、2023年からは取締役 専務執行役員として営業本部長を歴任しております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

いの うえ かず と
井 上 一 人

(1961年11月12日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4 月	当社入社	2018年 4 月	当社執行役員 生産技術部長
2008年 4 月	リンナイ코리아株式会社 副社長	2021年 4 月	当社常務執行役員 生産技術本部長
2012年 6 月	リンナイ精機株式会社 社長	2023年 4 月	当社専務執行役員 生産技術本部長
2016年 4 月	当社執行役員 生産本部 生産管理部長	2023年 6 月	当社取締役 専務執行役員 生産技術本部長 (現任)
2017年 4 月	当社執行役員 生産本部 副本部長		

所有する当社の株式数：8,707株

取締役候補者とした理由

井上一人氏は、1985年に当社入社以降、生産本部にて経験を積み、2008年には当社子会社であるリンナイ코리아株式会社 副社長として現地出向した後、リンナイ精機株式会社 社長を経験しております。また、2016年より執行役員として生産管理部長、生産本部 副本部長を、その後2021年より常務執行役員、2023年からは取締役 専務執行役員として生産技術本部長を歴任しております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

かみ お たかし
神 尾 隆

(1942年11月27日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1965年 4 月	トヨタ自動車工業株式会社（現：トヨタ自動車株式会社）入社	2006年 6 月	中日本興業株式会社 取締役
1996年 6 月	トヨタ自動車株式会社 取締役	2010年 5 月	トヨタ自動車株式会社 顧問
1999年 6 月	同 常務取締役	2010年 6 月	東和不動産株式会社（現：トヨタ不動産株式会社）相談役
2001年 6 月	同 専務取締役	2011年 6 月	中日本高速道路株式会社 監査役
2005年 6 月	同 相談役	2016年 6 月	当社社外取締役
	東和不動産株式会社（現：トヨタ不動産株式会社）代表取締役社長	2024年 6 月	当社社外取締役、指名諮問委員会委員長、報酬諮問委員会委員長
		2025年 3 月	当社筆頭独立社外取締役、指名諮問委員会委員長、報酬諮問委員会委員長（現任）

所有する当社の株式数：0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

神尾隆氏は、トヨタ自動車株式会社 専務取締役や東和不動産株式会社（現：トヨタ不動産株式会社）代表取締役社長などを歴任したことにより培われた豊富な経験と幅広い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員長として当社の取締役及び経営陣幹部候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

候補者
番号

7

お ぐら
小 倉

ただし
忠 (1951年1月7日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月	日本陶器株式会社 (現:ノリタケ株式会社) 入社	2012年4月	同	代表取締役副社長 執行役員
2005年6月	株式会社ノリタケカンパニーリミテド (現:ノリ タケ株式会社) 取締役	2013年6月	同	代表取締役社長 執行役員
		2018年6月	同	代表取締役会長
2008年4月	同	取締役 常務執行役員	2021年6月	名港海運株式会社 社外取締役 (現任)
2010年6月	同	取締役 専務執行役員	2023年6月	当社社外取締役 (現任)
2011年6月	同	取締役副社長 執行役員		

重要な兼職の状況: 名港海運株式会社 社外取締役

所有する当社の株式数: 0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小倉忠氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテド (現:ノリタケ株式会社) 代表取締役会長など要職を務められたことにより培われた豊富な経験と幅広い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員及び報酬諮問委員として当社の取締役及び経営陣幹部候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

候補者
番号

8

ど ち よう こ
土 地 陽 子

(1964年10月3日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1987年4月	株式会社東京銀行 (現:株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2018年11月	ソフトバンクグループ株式会社入社
1996年9月	世界銀行グループ入行	同	マネージングディレクター財務統括 IR部長
2001年5月	Toyota Motor Europe NV/SA入社	2020年2月	SoftBank Group International Ltd.
2015年1月	同	同	Managing Partner
	Treasury & Investor Relations	2020年6月	日邦産業株式会社 社外取締役 (現任)
		2023年6月	当社社外取締役 (現任)
2018年3月	トヨタ自動車株式会社 経理部IR・株式グループ主幹	2024年3月	キリンホールディングス株式会社 社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況: 日邦産業株式会社 社外取締役、大和日英基金 理事、キリンホールディングス株式会社 社外監査役

所有する当社の株式数: 0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

土地陽子氏は、20年以上にわたり、トヨタ自動車株式会社及びソフトバンクグループ株式会社のIR (投資家向け広報) のグローバル化を牽引し、投資家との対話やESGに関わる豊富な経験と深い見識を有すること、財務・金融に明るく、国際的な組織経営に関する知見を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。また、同氏の知見及び見識を、当社の資本政策策定やIR活動に関する助言等により、当社の経営に生かしていただくことを期待しております。

候補者
番号

9

さとうくみ
佐藤久美 (1954年2月3日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1989年	英文雑誌「AVENUES」編集長・発行人	2014年 4月	「あいち国際女性映画祭」(公益財団法人あいち男女共同参画財団) イベント・ディレクター
2005年	愛知万博フレンドシップ・フィルム・フェスティバルプロデューサー	2021年 4月	名古屋国際工科専門職大学 工科学部 教授(現任)
2012年 4月	金城学院大学 国際情報学部 教授	2024年 6月	当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況：名古屋国際工科専門職大学 工科学部 教授

所有する当社の株式数：0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤久美氏は、長きにわたり英文雑誌の編集長及び発行人を務められた他、複数の大学にて国際情報学や多文化共生に係る教授職を歴任しております。学識経験者としての高い知識を生かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員及び報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 神尾隆、小倉忠、土地陽子、佐藤久美の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 神尾隆、小倉忠、土地陽子、佐藤久美の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|-------|----|
| 神尾 隆氏 | 9年 |
| 小倉 忠氏 | 2年 |
| 土地陽子氏 | 2年 |
| 佐藤久美氏 | 1年 |
4. 当社は、神尾隆、小倉忠、土地陽子、佐藤久美の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、神尾隆、小倉忠、土地陽子、佐藤久美の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏を引続き独立役員とする予定であります。
7. 神尾隆、小倉忠、佐藤久美の各氏の選任が承認された場合には、引続き指名諮問委員及び報酬諮問委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

いし かわ よし ろう
石川 芳郎 (1951年3月22日生)

社外

独立

略歴

2001年7月	国税庁長官官房 名古屋派遣国税庁監察官	2009年7月	岐阜南税務署長
2005年7月	名古屋国税局 調査部特別国税調査官	2011年8月	石川芳郎税理士事務所 所長（現任）
2008年7月	名古屋国税不服審判所 国税審判官	2011年10月	一般社団法人中川法人会 専務理事

重要な兼職の状況：石川芳郎税理士事務所 所長

所有する当社の株式数：0株

補欠社外監査役候補者とした理由

石川芳郎氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験や知識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石川芳郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、石川芳郎氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。石川芳郎氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
5. 当社は、石川芳郎氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出る予定であります。

<株主提案（第4号議案から第7号議案まで）>

第4号議案から第7号議案までは、株主様1名からのご提案によるものです。当社取締役会としましては、**これらの株主提案議案すべてに反対**しております。

なお、議案の要領及び提案の理由は、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しております。

第4号議案

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件

(1) 議案の要領

以下の条項を当社の定款に追加で規定する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(新設)	<p>第7章 開示</p> <p><u>(資本コストや株価を意識した経営に関する開示)</u></p> <p>第38条 当社は上場会社である限り、東京証券取引所が2024年2月1日に公表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」(以下、ポイントと事例)に基づく、<u>取り組み・開示内容の妥当性を検証し、当該ポイントと事例の項目に従った取り組み内容をコーポレート・ガバナンス報告書及び当社のウェブサイト</u>に開示する。</p>

(2) 提案の理由

東証は2023年3月に上場会社に対し「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を要請し、その中で「単に足元のPBRが1倍を超えているか、ROEが8%を超えているか、というだけではなく、資本収益性や市場評価に関して、投資者の視点を踏まえて多面的に分析・評価する」こと、「資本コストや株価を意識した経営の本質は、中長期的な企業価値向上に向けた経営資源の適切な配分を実現することであり、上記の分析・評価とあわせて、価値創造に向けて自社のバランスシートが効率的な状態となっているか点検する」ことを期待しています。

現状、当社株主が託した資金は半分しか事業に投下されず、残りは地震等への備えとして

現金等の不稼働資産に充てられています。結果、当社のROEは適正な資本政策下で2桁後半水準達成が容易に可能でありながら8%程度に留まっています。

当社の東証要請への対応が形式面に留まらず実効性の高いものになるよう本議案を提案します。

第4号議案に対する当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案議案に反対**いたします。

(2) 反対の理由

本株主提案は、東京証券取引所が作成した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」と題する資料に基づく取組みに関し、定款に条文を新設することを求めるものです。

しかしながら、本株主提案で定款に記載するよう求めている事柄は、会社の根本規範である定款に定める事項として適切ではなく、このような規定を定款に設けることは、かえって、市場環境や事業戦略の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ経営を行っていくうえで妨げとなる可能性があります。

また、当社は、以下に詳述するとおり、「資本コストや株価を意識した経営」を既に実践しており、本株主提案が提案する事項を定款に定める必要はございません。

当社は、「熱を通じて快適な暮らしを社会に提供する」という企業使命の下、2021年度から2025年度を計画年度とする中期経営計画「New ERA 2025」（以下、「本中計」といいます。）を策定し、事業規模の拡大（Expansion）と企業体質の変革（Revolution）を通じ、社会課題解決への貢献（Advancement）を着実に進めてまいりました。2021年5月には、本中計の数値目標として、連結売上高4,500億円、営業利益500億円、投下資本効率（ROIC）19.0%、総還元性向（5年平均）40.0%等を示すとともに、本中計期間におけるキャピタルアロケーションを設定しました。2023年5月には、本中計を振り返る中で（2021年度～2022年度）、新たな資本政策を公表し、資本政策の透明性向上と資本収益性改善の重要性を踏まえ、経営指標にROEを追加し（2025年度目標：8.0%）、更なる株主還元の強化策として配当性向の段階的な引上げ（2025年度目標：40%水準）及び機動的な自己株式取得の実施を決定しました。そして、2024年2月8日には、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を公表し、資本収益性の改善が経営の重要課題であるという認識に基づき、当社の株主資本コストを6.5%～7.5%と推計していること、次期中期経営計画の実行期間中にROE10%超を目指すこと、本中計で設定したキャピタルアロケーションに基づき、成長投資の実行と株主還元の充実を図ること等を示し、本中計の目標達成を目指す方針を改めて明確にしました。

本中計の最終年度である2025年度は、連結売上高4,700億円、営業利益500億円、投下資本効率12.0%、ROE8.0%等を計画しており、投下資本効率を除くすべての数値目標において達成を見込んでおります。なお、投下資本効率については、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックによって引き起こされたサプライチェーンの分断により生活必需品である当社製品を安定的に供給できなかったことによる反省から、製品・部品在庫水準を引き上げたことにより、短期的には低下いたしますが、中長期的には、生産体制の見直しやサプライチェーンのさらなる強靱化に努めること等により、改善をしていく予定です。

また、本中計で設定したキャピタルアロケーションのうち、成長投資については、業績回復・投資による稼ぐ力の更なる向上を目指し、過去5年間の投資を大きく上回る計2,050億円（基本シナリオの必要投資800億円、成長投資・戦略費用1,250億円）以内の実施を予定しており、既に2024年度までの投資金額は累計1,620億円に達しております。2025年度も200億円規模の投資を計画しており、今後も、中長期的な企業価値向上を見据えた必要な成長投資を積極的に実行してまいります。

株主還元についても、本中計に基づき、配当性向の引上げとあわせた機動的な自己株式取得を実施しております。2024年度の配当性向は38.2%を見込むとともに、本中計期間において、既に474億円の自己株式取得（約1,400万株）を実施しており、取得した自己株式のうち約1,097万株を消却しております。2025年度においても、一株当たりの年間配当金は前期比20円増となる100円を予定するとともに100億円の自己株式取得を予定しており、更なる株主還元の充実を図ります。その結果、本中計期間の総還元性向は77.3%（還元総額1,060億円）に達する見込みであり、本中計で定める総還元性向40%（還元総額600億円）を大幅に上回ります。

以上のとおり、当社は、業績回復による収益力の向上や成長投資の実行に加え、中長期的な成長目線での配当性向の引上げと合わせた機動的な自己株式取得による資本効率化、株主・投資家に対する情報開示の充実を図る等、資本コスト・資本収益性を意識しつつ、持続的な成長や企業価値向上を実現するべく努めております。

したがって、当社取締役会としては、本株主提案の求める定款の記載は不要であるほか、市場環境や事業戦略の変化に応じた迅速かつ柔軟な経営の支障ともなりかねないものであるため、本株主提案に反対いたします。

第5号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

1 自己株取得に関する事項：会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数15,000,000株、取得価額の総額50,000,000,000円（但し、2025年4月1日から本定時株主総会日までに当社取締役会において自己株式の取得が決議された場合はその取得価額の総額を控除した額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

2 その他剰余金に関する事項：別途積立金を50,000,000,000円取り崩し、同額を繰越利益剰余金へ振替とする。

(2) 提案の理由

第一に当社は余剰資金を有しています。無借金の当社は2024年12月末で政策保有株式含む金融資産を1,855億円、不稼働不動産を258億円（ショールーム用に2年前に購入した未だに不稼働の物件であり、消費者との接点強化には賛同だが、資本コストの観点からは正当化できない）保有しています。又、売上の8割が取替需要の当社は安定事業を有し、過去10年で平均500億円超の償却前利益(EBITDA)を稼いでいます。成長投資に必要な資金は将来キャッシュフローの範囲で調達可能です。

第二に当社の株価は割安です。当社のPBRは足元1倍程度で推移し成長企業である当社の無形の価値を株価は織り込んでいません。又、世界の主要な競合と比較し、PBR、PER、EV/EBITDA（事業価値／償却前利益）といった何れの指標においても、遥かに低く評価されています。

弊社は、当社が不稼働資産を売却し自社株買いを実施する事で資本効率・一株当たり株主価値の向上を図る事が全株主の利益に資すると考えます。

第5号議案に対する当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案議案に反対**いたします。

(2) 反対の理由

本株主提案は、当社の当期純利益（2024年度実績：296億円）の1.7倍に相当する多額の自己株式の取得を単年度で求めるものです。

この点、本株主提案は、当社が必要とする成長投資のための資金等を適切に考慮したものではありません。本株主提案で提案されている自己株式の取得は、短期的にはROEを向上させるものの、当社の財務基盤の歪みを生じさせ、持続的な成長に向けた投資活動の制約となるおそれがあり、当社の中長期的な企業価値向上に反するものです。

当社は、本招集ご通知 15頁「第4号議案に対する当社取締役会の意見」に記載したとお

り、本中計の目標達成を目指し、成長投資の実行と株主還元の充実に積極的に取り組んでいます。

前述のとおり、本中計期間において、既に1,620億円の投資を実施しているほか2025年度も200億円規模の投資を計画しており、今後も中長期的な企業価値向上を見据えた必要な成長投資を積極的に実行してまいります。

なお、2023年に取得した東京・南青山の土地・建物については、新たなユーザーとの接点となるブランド体験施設「Rinnai Aoyama（リンナイ青山）」として2025年7月にグランドオープンする予定です。

また、株主還元については、配当性向の引上げに加えて機動的な自己株式取得により、2025年度までの5年間の還元総額は累計1,060億円、総還元性向は77.3%を見込んでおります。これは、本中計で定めた還元総額600億円超、総還元性向（5年平均）40%を大幅に上回るものです。

当社は、稼ぐ力の更なる強化を通じた着実な利益成長、及びそれと歩幅を合わせた株主還元の実施こそが、中長期的な観点から、当社及び当社の株主の皆様の最善の利益に資すると考えております。自己株式取得は、本株主提案に定める時期や金額で実施するのではなく、中期経営計画や資本政策に基づき、業績、事業投資、財務状況、株価水準等、当社を取り巻く環境等を総合的に勘案して実施することが適切であると考えます。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の定時株主総会において年額370百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）、年次賞与を年額220百万円以内とし、当該報酬枠の別訳で、2021年6月29日開催の定時株主総会において、株式報酬の額として年額120百万円以内、株式数の上限を年60,000株以内（社外取締役は付与対象外）とすることが承認されているが、今般、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる当社の取締役に対し、年額370百万円以内、付与株式数の上限120,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、ROEとTSR（株主総利回り）を含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。

取締役と株主との価値共有を図る為の効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされます。当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入していますが、2024年3月期の当社取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は年額233百万円であるのに対し株式報酬は16百万円（固定報酬の7%）であり、固定報酬の3倍相当の株式を保有するには44年かかります。

欧米では大半の主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年の猶予を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3~5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。当社も株式保有ガイドラインを導入していますので世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すべきです。

第6号議案に対する当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案議案に反対**いたします。

(2) 反対の理由

本株主提案は、対象取締役等に対して年額370百万円以内、付与株式数の上限120,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとし、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう求めておりま

す。

しかしながら、このような取締役報酬は、当社の現在の業績水準や実態を踏まえたものではありません。本提案株主は、その提案理由において「日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如」を挙げていますが、以下に詳述するとおり、この指摘は当社には妥当いたしません。

当社は、着実な中長期的企業価値創造を促すこと、及び株主を含む幅広いステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる透明性と客観性を確保することを基本原則として、取締役の報酬等の決定方針を定めております。

当該方針のもと、役員報酬制度を改訂しており、2024年度においては、業績連動報酬の割合の増加、業績連動報酬のKPIにおけるROEやTSR（株主総利回り）等の採用、及び、株式保有ガイドラインの導入を行いました。

まず、業績連動報酬の割合については、当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬で構成されておりますが、従来は70：30であったその構成割合を、企業価値向上や目標達成を健全に動機付けることを目的として、60：40となるように変更しました。これは、株式報酬制度分を引き上げることにより、業績連動報酬の割合を増加させたものです。

次に、業績連動報酬のKPIについては、新たにROEや従業員エンゲージメントの改善度、TSRを採用しました。さらに、当社取締役が在任期間において保有する当社株式数の目安を定めるものとして、株式保有ガイドラインを導入しました。当該株式保有ガイドラインにおいては、代表取締役社長は就任から3年後までに基本報酬の1.5倍に相当する株式を保有し、その他の取締役（ただし社外取締役を除く。）は就任から3年後までに基本報酬の1倍に相当する株式を保有することとしております。

加えて、当社は、報酬決定プロセスの客観性と公平性を確保するために、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会を設置しております。報酬等の決定方針は、同委員会における審議を経たうえで取締役会にて決定することで、その透明性を確保しております。また、報酬決定プロセスにおいて、同等規模の比較対象企業群との客観的比較により報酬水準や報酬構成割合を継続的に検討することで、その妥当性も検証しております。

なお、当社の会長及び社長は、2025年3月31日時点において、当社株式を、それぞれ約736万株、約153万株保有しており、既に株主の皆様と利害を共有しております。

以上のとおり、当社取締役会は、現行の取締役の報酬設計は、経済環境や客観性・透明性が担保された報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定された適切なものであり、当社取締役と当社株主の価値共有を図る仕組みは十分に担保されているものと考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第19条を下記の通り変更する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。
<u>2</u> (新設)	<u>2</u> <u>上場企業であり続ける限り、当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。

コーポレートガバナンス・コード4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

弊社はこれ迄、資本政策に精通していると思われる社外取締役との意見交換の機会をいただけるよう、当社に幾度も依頼しましたが実現していない為、現任の社外取締役が資本政策にどのような見解をお持ちか不明です。しかし、当社スキルマトリクス上、資本政策は社外取締役比率が特に低い分野である為（創業家経営陣の他に当分野に精通しているのは社外取締役1名のみ）、資本政策に精通した社外取締役を積極的に採用し取締役の過半数を社外取締役とすることで、当社の中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えるべきと考えます。

第7号議案に対する当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案議案に反対**いたします。

(2) 反対の理由

本株主提案は、取締役の過半数を社外取締役とする定めを定款に新設することを求めるものです。

しかしながら、当社のガバナンスの状況を踏まえると本株主提案のような規定を定款に設

ける必要は存さず、むしろかかる規定は、将来の成長ステージにおいて最適な取締役会を組成するうえで妨げとなる可能性もあると考えます。

当社は、取締役の指名に関する客観性と透明性を確保するために、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名諮問委員会を設置しております。本株主総会に上程する取締役候補者の検討に際しては、指名諮問委員会における審議を経たうえで、取締役会にて決定しております。

指名諮問委員会では、当社の取締役会が、企業経営/マネジメント、グローバル、財務/会計/資本政策、人材戦略、ガバナンス/法務/リスク管理、サステナビリティ、IT/DX等、当社の企業価値の持続的な向上及び本中計の達成に必要なスキルを備えた適切なメンバーで構成されるよう、慎重に審議が行われております。このようなプロセスを経て構成された取締役会においては、これまでも、当社の経営理念の実践と企業価値の持続的な向上に向けた建設的な議論を行うとともに、株主の皆様への利益還元は勿論のこと、研究開発投資、人材投資、設備投資等の成長投資についても多角的に議論をまいりました。

本株主総会において当社が提案する取締役会の構成は、取締役全9名、内4名が独立社外取締役となっており、取締役会における社外取締役の比率は44%となっています。社内取締役は、豊富な業務経験を有し、営業、製造、開発、管理部門の歴任や海外駐在の経験等、知識・経験・能力を兼ね揃えたもので構成しています。また、社外取締役においては、他社での経営経験者または学識経験者を選任しており、それぞれが多様な専門性を有しております。また、4名の独立社外取締役候補者については、独立性は勿論、女性2名が含まれ（2023年度に1名、2024年度にさらに1名増員）、その多様性も確保しております。

以上のとおり、当社が上程する取締役候補者から構成される取締役会は、十分な独立性が保たれているとともに、本中計の達成に向けた経営の執行を監督するにあたり多様性を有する最適な構成であり、それぞれが持つ専門性を活かして、社内外の多様な視点で議論できる体制となっております。当然ながら、当社としては今後も最適な取締役会の構成については検討を続けてまいりますが、現在、取締役会では、資本コストを意識した経営の実現を目指し、忌憚なく活発な議論が行われており、当社の企業価値の持続的な向上、株主の皆様の最善の利益に資する構成であると考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、引き続き世界的な物価上昇や金融引き締めによる景況感の悪化、通商政策を始めとするアメリカの政策動向や不動産問題等を抱える中国経済の停滞の長期化など先行きが不透明な状態が継続しております。また国内経済においても、原材料・エネルギーコストの高騰に加え、賃上げなどを背景とした物価上昇や急激な為替変動が続き、予断を許さない状況となっております。

国内の住宅関連業界は、緩やかな減少が続く持ち家住宅を中心に新設住宅着工戸数が弱含みで推移する中、住宅設備機器業界はリフォームにおいて回復の動きが継続しております。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画「New ERA 2025」における3つの戦略ストーリーである「社会課題解決への貢献」、「事業規模の拡大」、「企業体質の変革」の実現に向けた取り組みを推進しております。

具体的には、「社会課題解決への貢献」として定めた「生活の質向上」および「地球環境」貢献商品として、主に以下の商品の拡販を進めております。

■ハイブリッド給湯・暖房システム「ECO ONE」

高い省エネ性能を誇るだけでなく、ガスと電気の2種類の熱源を持つことによるレジリエンスの高さに加え、ダイヤモンド・レスポンスにも柔軟に対応が可能なため、カーボンニュートラルの実現への貢献が見込まれます。

■タンクレス給湯器

瞬間的に出湯するタンクレス給湯器は、事前に沸かしたお湯を貯湯するタンク式給湯器に比べて省エネ性能が高く、また湯切れのおそれがないことからさらなる拡販に努めております。

■エアバブル商材 (ウルトラファインバブル・マイクロバブル)

微細な気泡を発生させたお湯への入浴による健康増進・美髪効果に加え、高い洗浄力によって日々の掃除の負担を軽減でき、日本をはじめとしたアジア圏で展開しております。

■ガス衣類乾燥機

ガスならではのパワフルな温風による短時間での乾燥を実現することで、家事の時短につながり、世界14カ国に展開し、普及に努めております。

このように、当社グループのカーボンニュートラル宣言「RIM 2050」の達成に向け、重点商品の拡充に取り組むとともに、お客様との約束である「Creating a healthier way of living (健全で心地よい暮らし方を創造します)」の実現と持続的で堅実な長期成長に向けた取り組みも着実に進めております。

当期の業績は、販売面につきましては、主要国において濃淡はあるものの上期からの好

調を維持し、過去最高の売上高となりました。損益面につきましては、世界的な物価上昇に伴う原材料・エネルギー価格の高騰などによる各種費用負担に加え、日本における浴室暖房乾燥機の無償点検費用を計上するなか、価格改定や原価低減活動効果によって過去最高益となりました。この結果、売上高は4,603億19百万円（前期比7.0%増）、営業利益は460億5百万円（前期比16.9%増）、経常利益は503億23百万円（前期比9.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は296億91百万円（前期比11.3%増）となりました。

	第74期 (2024年3月期)	第75期 (2025年3月期)	前期比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
売上高	430,186	460,319	30,132	7.0%
営業利益	39,362	46,005	6,642	16.9%
経常利益	46,071	50,323	4,251	9.2%
親会社株主に帰属する当期純利益	26,667	29,691	3,024	11.3%

セグメントの業績の概況は次のとおりであります。

〈日本〉

売上高
2,037億31百万円
(前期比5.9%増)

実需に連動した正常な事業環境が継続するなか、高効率給湯器に対する補助金の追い風を受けたハイブリッド給湯・暖房システム「ECONONE」や当社の独自性の高いガス衣類乾燥機、エアバブル商材などの重点商品の販売が大きく伸長しました。この結果、日本の売上高は2,037億31百万円（前期比5.9%増）となりました。損益面では、浴室暖房乾燥機の無償点検にかかる費用などを約27億円計上し、営業利益は223億9百万円（前期比24.2%増）となりました。



〈アメリカ〉

売上高
664億57百万円
(前期比14.8%増)

住宅設備市場における消費マインドは低調であるなか、省エネ意識の高まりからタンクレス給湯器市場が伸長しました。加えて、期初に発売した主力であるコンデensing給湯器の販売が好調に推移したことで、アメリカの売上高は、664億57百万円（前期比14.8%増）営業利益は21億30百万円（前期は営業損失11億97百万円）となりました。



〈オーストラリア〉

売上高
366億5百万円
(前期比20.7%増)

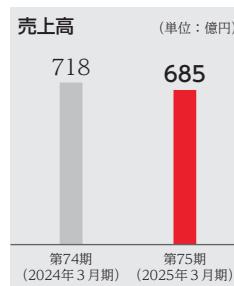
新築住宅に回復の兆しがあるものの住宅市場としては依然として低調に推移しました。一方で、厳冬によって主力のガス機器販売が堅調に推移したに加え、電化に向けた企業買収も行った結果、オーストラリアの売上高は、366億5百万円（前期比20.7%増）となりました。損益面では、増収効果はあるものの期中に買収した企業ののれんの償却等によって、増益には至らず、営業利益は11億19百万円（前期比10.2%減）となりました。



〈中国〉

売上高
685億96百万円
(前期比4.6%減)

下期にかけて消費マインドが急激に冷え込み、流通在庫が高水準となったものの、近年、販売構成比率が高まっているEC販売においては、底堅く推移しました。この結果、中国の売上高は685億96百万円（前期比4.6%減）となりました。損益面では、減収影響があるなか、原価を作り込んだ主力の給湯器（PF2.0）の販売構成比率向上や経費削減などの経営努力を実施するも、営業利益は100億95百万円（前期比16.9%減）となりました。



〈韓国〉

売上高
347億19百万円
(前期比8.9%増)

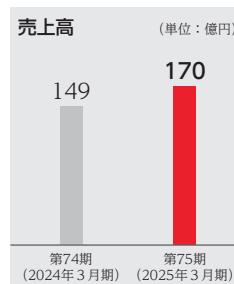
主力であるボイラー市場において、景況感の悪化による価格競争が継続するなか、他社との差別化を意識したウルトラファインバブル搭載ボイラーを新発売しました。その結果、韓国の売上高は347億19百万円（前期比8.9%増）、営業利益は9億30百万円（前期は営業利益16百万円）となりました。



〈インドネシア〉

売上高
170億10百万円
(前期比14.1%増)

物価上昇に伴い消費マインドが低調に推移するなか、高いシェアを維持する主力のテーブルコンロでの価格改定や高価格帯であるビルトインコンロやレンジフード販売が伸長しました。その結果、インドネシアの売上高は170億10百万円（前期比14.1%増）、営業利益は38億42百万円（前期比39.9%増）となりました。



セグメント別売上高及び営業利益

セグメント	第74期(前期) (2024年3月期)		第75期(当期) (2025年3月期)		対前期増減率	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
日本	192,354	17,965	203,731	22,309	5.9	24.2
アメリカ	57,875	△ 1,197	66,457	2,130	14.8	－
オーストラリア	30,338	1,245	36,605	1,119	20.7	△ 10.2
中国	71,886	12,146	68,596	10,095	△ 4.6	△ 16.9
韓国	31,874	16	34,719	930	8.9	－
インドネシア	14,913	2,745	17,010	3,842	14.1	39.9
その他	30,943	4,361	33,198	5,022	7.3	15.2
調整額	－	2,078	－	555	－	－
連結損益計算書計上額	430,186	39,362	460,319	46,005	7.0	16.9

- (注) 1. 「アメリカ」の区分は、包括的な販売戦略に基づき一体とした事業活動を行うカナダ、メキシコ及びコスタリカの現地法人を含んでおります。
2. 「オーストラリア」の区分は、生産体制を補完し一体とした事業活動を行うマレーシアの現地法人を含んでおります。
3. その他には、台湾、タイ、ベトナム、ニュージーランド、ブラジル等の現地法人の事業活動を含んでおります。
4. 売上高は外部顧客への売上高であります。また、営業利益の調整額はセグメント間取引消去等であります。

部門別の売上高につきましては、給湯機器が2,777億31百万円（前期比5.3%増）、厨房機器が962億66百万円（前期比6.4%増）、空調機器が220億10百万円（前期比1.2%増）、業用機器が117億38百万円（前期比4.7%増）、その他が525億72百万円（前期比22.6%増）となりました。

部門別売上高

部門	第74期(前期) (2024年3月期)		第75期(当期) (2025年3月期)		対前期増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
給湯機器	263,839	61.3	277,731	60.3	5.3
厨房機器	90,495	21.0	96,266	20.9	6.4
空調機器	21,746	5.1	22,010	4.8	1.2
業用機器	11,212	2.6	11,738	2.5	4.7
その他	42,891	10.0	52,572	11.4	22.6
合計	430,186	100.0	460,319	100.0	7.0

(2) 設備投資等の状況

当社グループの当期における設備投資は、国内外の生産拠点の拡充による建物等への投資、新製品生産を目的とした各種金型を含む工具器具及び備品への投資、原価低減・品質向上を目的とした機械装置の更新及び合理化への投資等により、総額は163億円となりました。

(3) 資金調達の状況

当期において新規の重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の業績見通しにつきましては、通商政策を始めとするアメリカの政策動向や世界的な物価・金利上昇を背景とした景況感の悪化や金融システムの不安定化といった不確実性の高い状況下で、原材料・部品等の調達コストやエネルギーコストの高止まり、化石燃料から再生可能エネルギーへのシフトなど、当社グループを取り巻く事業環境は引き続き厳しい状況が継続するものと想定しております。

このような状況において、当社グループは中期経営計画「New ERA 2025」の最終年度を迎え、健全で心地よい暮らし方を創造する企業として、「生活の質の向上」と「地球環境問題への対応」をテーマに、様々な商品・サービスを提供するとともに、カーボンニュートラル社会の実現に向け、リンナイカーボンニュートラル宣言「RIM2050」への対応を進めております。国内においては、生活の質の向上に貢献するガス衣類乾燥機や食器洗い乾燥機の拡販普及を進めるとともに、省エネ性能の高い給湯器に対する補助金をさらなる追い風としてハイブリッド給湯・暖房システム「ECO ONE（エコワン）」を普及拡大し、地球温暖化対策に貢献してまいります。加えて、生活必需品である当社製品の安定供給をより確実なものとするために製品・部品在庫水準を引き上げておりますが、生産体制の見直しやサプライチェーンの更なる強靱化など、資本効率の向上にも取り組んでまいります。

海外においては、主力市場であるアメリカでは、通商政策の動向が不透明であるものの省エネ志向の高まりから、広く普及している貯湯式給湯器よりも省エネ性能の高いタンクレス給湯器（その中でも特に、高性能なコンデensing給湯器）市場の伸長が見込まれ、さらなる拡販に注力してまいります。中国では経済停滞による消費低迷が引続くことが想定されるものの、原価を作り込んだ主力の給湯器（PF2.0）の構成比率の向上に努めるとともに、拡張した現地生産工場での生産性向上に取り組んでまいります。さらに、今後ガス機器市場の拡張が見込まれる新興国や未進出地域への事業拡大を積極的に進めてまいります。事業領域においては、将来の脱炭素社会実現を見据え、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換の取組みが進む国や地域では電気商材を投入するなどの事業ポートフォリオの見直しを推進してまいります。

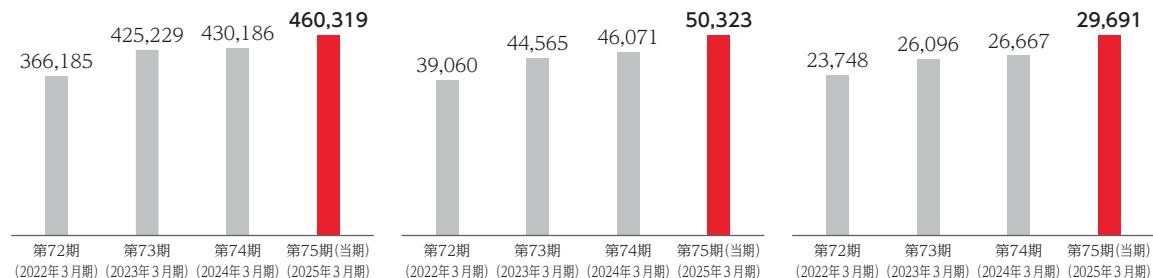
2026年3月期の業績見通しは、売上高4,700億円（前期比2.1%増）、営業利益500億円（前期比8.7%増）、経常利益535億円（前期比6.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益330億円（前期比11.1%増）を予想しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

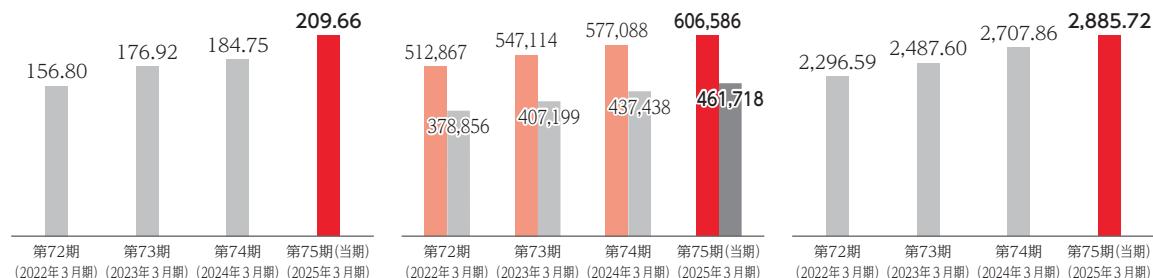
区 分	第72期 (2022年3月期)	第73期 (2023年3月期)	第74期 (2024年3月期)	第75期(当期) (2025年3月期)
売上高(百万円)	366,185	425,229	430,186	460,319
経常利益(百万円)	39,060	44,565	46,071	50,323
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	23,748	26,096	26,667	29,691
1株当たり当期純利益(円)	156.80	176.92	184.75	209.66
総資産(百万円)	512,867	547,114	577,088	606,586
純資産(百万円)	378,856	407,199	437,438	461,718
1株当たり純資産(円)	2,296.59	2,487.60	2,707.86	2,885.72

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、2022年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

売上高 (単位: 百万円) **経常利益** (単位: 百万円) **親会社株主に帰属する当期純利益** (単位: 百万円)



1株当たり当期純利益 (単位: 円) **総資産/純資産** (単位: 百万円) **1株当たり純資産** (単位: 円)



(6) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社柳澤製作所	150百万円	100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイテクニカ株式会社	200百万円	100.0%	ガス機器の製造販売
アール・ビー・コントロールズ株式会社	150百万円	100.0%	電子制御機器の製造販売
リンナイ精機株式会社	128百万円	100.0%	ガス機器部品の製造販売
株式会社ガスター	2,450百万円	90.0%	ガス機器の製造販売
リンナイネット株式会社	300百万円	100.0%	ガス機器の販売
リンナイオーストラリア株式会社	20百万豪ドル	※100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイアメリカ株式会社	81百万米ドル	100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイコリア株式会社	15,107百万ウォン	※100.0%	ガス機器の製造販売
上海林内有限公司	74百万元	50.0%	ガス機器の製造販売
リンナイインドネシア株式会社	3,085百万ルピア	52.0%	ガス機器の製造販売

(注) ※間接保有を含む出資比率を記載しております。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、ガス機器の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおりますが、部門別の主な製品は次のとおりであります。

部門	主要製品
給湯機器	給湯器、ふろ給湯器、給湯暖房機、ハイブリッド給湯・暖房システム等
厨房機器	テーブルコンロ、ビルトインコンロ、オーブン、食器洗い乾燥機、レンジフード、炊飯器等
空調機器	ファンヒーター、FF暖房機、赤外線ストーブ等
業用機器	業務用焼物器、業務用レンジ、業務用炊飯器等
その他	衣類乾燥機、赤外線バーナー、部品等

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

名	称	所	在	地
本 社 等 拠 点	本社	愛知県名古屋市	中川区	
	技術センター	愛知県丹羽郡	大口町	
	生産技術センター	愛知県	小牧市	
	春日井物流センター	愛知県	春日井市	
	厚木物流センター	神奈川県	厚木市	
製 造 拠 点	大口工場	愛知県丹羽郡	大口町	
	瀬戸工場	愛知県	瀬戸市	
	暁 工場	愛知県	瀬戸市	
営 業 拠 点	東北支社	宮城県	仙台市	若林区
	関東支社	東京都	品川区	
	中部支社	愛知県	名古屋市	中川区
	関西支社	大阪府	大阪市	淀川区
	九州支社	福岡県	福岡市	博多区

② 子会社

名	称	所	在	地
株 式 会 社	柳 澤 製 作 所	大阪府	門真市	
リ ン ナ イ テ ク ニ カ 株 式 会 社		東京都	港区	
アール・ビー・コントロールズ株式会社		石川県	金沢市	
リ ン ナ イ 精 機 株 式 会 社		愛知県	小牧市	
株 式 会 社	ガ ス タ ー	神奈川県	大和市	
リ ン ナ イ ネ ッ ト 株 式 会 社		愛知県	名古屋市	中川区
リ ン ナ イ オ ー ス ト ラ リ ア 株 式 会 社		オーストラリア	ビクトリア州	メルボルン市
リ ン ナ イ ア メ リ カ 株 式 会 社		アメリカ	ジョージア州	ピーチツリー市
リ ン ナ イ コ リ ア 株 式 会 社		韓国	仁川広域市	
上 海 林 内 有 限 公 司		中国	上海市	
リ ン ナ イ イ ン ド ネ シ ア 株 式 会 社		インドネシア	ジャカルタ市	

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
10,908名	71名増

(注) 上記の数には、臨時従業員数は含まれておりません。
なお、臨時従業員の期中平均人数は、1,543名であります。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他リンナイグループの現況に関する重要な事項

- ① 当社は、2025年4月15日に、国内向けに販売を行った浴室暖房乾燥機の一部において、経年劣化故障によりごくまれに発火に至るおそれが判明したため、点検・修理を無償で行うことを発表しております。
- ② 当社子会社の、リンナイブラジルヒーティングテクノロジー（有）は、2024年9月5日に、現地の経済擁護行政委員会より、競争保護法に関する勧告を受けました。当社は、本勧告を厳粛かつ真摯に受け止めており、今後同様の事象が発生しないよう各国における競争法の社内教育を実施する等、リンナイグループ全体におけるコンプライアンス体制の一層の強化に向けて取り組んでまいります。

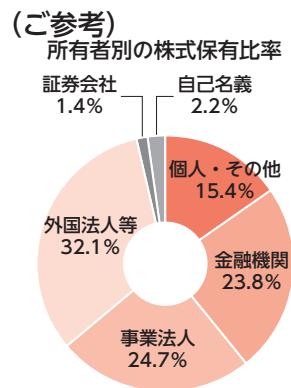
2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 600,000,000株

② 発行済株式の総数 140,639,588株
(自己株式3,248,983株を除く)

③ 株主数 8,907名

- (注) 1. 2025年2月13日付で実施した自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は当事業年度において2,788,600株減少しております。
2. 所有者別の株式保有比率は小数点第2位以下を切り捨てて記載しております。



④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
内藤株式会社	18,647	13.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,814	11.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	9,215	6.55
林謙治	7,369	5.24
公益財団法人リンナイ奨学財団	4,200	2.98
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,031	2.15
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,589	1.84
全国共済農業協同組合連合会	2,487	1.76
リンナイ社員持株会	2,166	1.54
内藤万琴	1,710	1.21

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,248,983株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

4. 2024年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社、野村アセットマネジメント株式会社が2024年5月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。

株 主 名	保有株券等の数	持株比率(%)
野 村 證 券 株 式 会 社	404,471株	0.28
野村アセットマネジメント株式会社	7,844,200株	5.35
合 計	8,248,671株	5.62

5. 2024年11月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.）が2024年11月12日現在で7,769,400株（株券等保有割合5.30%）を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (社外取締役及び一定数以上の株式を保有する取締役を除く)	7,653株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4 会社役員に関する事項」の「(4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

1. 当社は、2024年8月7日開催の取締役会において、社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関して決議し、2024年10月16日付で普通株式211,260株を自己株式より処分しております。
2. 当社は、取締役（社外取締役及び一定数以上の株式を保有する取締役を除く）及び取締役を兼務しない執行役員に対して、譲渡制限付株式の付与のため、2024年7月26日付で普通株式19,604株を自己株式より処分しております。
3. 当社は、当事業年度において、譲渡制限付株式の譲渡制限期間満了前の退職等に伴う無償取得により、5,760株の自己株式を取得しております。
4. 当社は、2024年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。
 - ア. 取得した株式の種類 当社普通株式
 - イ. 取得した株式の総数 2,788,600株
 - ウ. 株式の取得価額の総額 9,999,950,600円

- エ. 取得した期間 2024年5月10日から2024年10月17日まで
5. 当社は、2024年5月9日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項について決議し、以下のとおり消却いたしました。
- ア. 消却した株式の種類 当社普通株式
- イ. 消却した株式の総数 2,788,600株
- ウ. 株式の消却額 9,316,480,590円
- エ. 消却した日 2025年2月13日

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

当社における地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	林 謙 治	
代表取締役社長 社長執行役員	内 藤 弘 康	名古屋鉄道株式会社 社外取締役
代表取締役 副社長執行役員 社長補佐	成 田 常 則	
取締役 専務執行役員 営業本部長	白 木 英 行	
取締役 専務執行役員 生産技術本部長	井 上 一 人	
筆頭独立社外取締役 指名諮問委員会委員長 報酬諮問委員会委員長	神 尾 隆	
独立社外取締役	小 倉 忠	名港海運株式会社 社外取締役
独立社外取締役	土 地 陽 子	日邦産業株式会社 社外取締役 大和日英基金 理事 キリンホールディングス株式会社 社外監査役
独立社外取締役	佐 藤 久 美	名古屋国際工科専門職大学 工科学部 教授
常勤監査役	清 水 正 則	
常勤監査役	加 島 厚 朗	
社外監査役	松 岡 正 明	公認会計士松岡正明事務所 所長 カネ美食品株式会社 社外取締役[監査等委員] ミタチ産業株式会社 社外取締役[監査等委員]
社外監査役	渡 邊 一 平	弁護士法人TRUTH&TRUST 代表 豊和工業株式会社 社外取締役[監査等委員]

- (注) 1. 社外取締役 神尾隆氏は2025年3月5日開催の取締役会にて、筆頭独立社外取締役に選定されました。
2. 常勤監査役 加島厚朗氏は、過去に当社の経理部門において長年業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外監査役 松岡正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役 渡邊一平氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役 神尾隆、小倉忠、土地陽子、佐藤久美の各氏並びに社外監査役 松岡正明及び渡邊一平の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6. 社外監査役 松岡正明氏は、2025年5月開催予定のカネ美食品株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社の社外取締役（監査等委員）を退任予定であります。
7. 社外監査役 渡邊一平氏は、2025年6月開催予定の豊和工業株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社の社外取締役（監査等委員）を退任予定であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役4名及び社外監査役2名は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社のすべての取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を対象とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	年次賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	461 (38)	290 (38)	142 (-)	28 (-)	10 (5)
監査役 (うち社外監査役)	50 (15)	50 (15)	- (-)	- (-)	5 (2)
合 計 (うち社外役員)	511 (53)	340 (53)	142 (-)	28 (-)	15 (7)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を促すことを目的とする年次賞与は、財務評価部分と非財務評価部分で構成されており、それぞれ経営上の重要指標である連結営業利益並びにROEの目標達成度、従業員エンゲージメントの改善度合い、並びに各取締役の担当領域等に応じた中長期的な取り組み等の定性的な評価により支給額を決定いたしております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、事業報告「2 会社の株式に関する事項」の「⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第71回定時株主総会において、基本報酬を年額3億7,000万円以内（うち、社外取締役分5,000万円以内）、年次賞与を年額2億2,000万円以内、株式報酬の額として年額1億2,000万円以内、株式数の上限を年2万株以内（社外取締役は対象外）とそれぞれ決議いただいております（なお、株式数の上限は2023年4月1日付で実施した当社普通株式1株につき3株の株式分割による調整後、年6万株以内となっております）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役は2名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第58回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
6. 上表には、2024年6月27日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び常勤監査役1名へ支給した報酬等を含んでおります。
7. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は4名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年4月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針及び役員報酬規程の改訂を決議しており、また、2024年7月18日の取締役会におい

てマルス・クローバック条項の導入について決議しております。当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における客観的な審議を経て取締役会決議により決定されるものとしており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、当該決定方針及び役員報酬規程を基に、2024年6月27日開催の取締役会における委任の決議を受けた報酬諮問委員会の審議により決定しております。

これらの客観的な審議を前提とした手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、当社の取締役会はその内容が以下の決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役の報酬等の決定方針における基本原則

I. 当社の着実な中長期的企業価値創造を促すことを目的とする

- ・企業価値向上や目標達成を、全社一丸となって実現することを健全に動機付けることができる報酬水準・報酬構成とする
- ・財務業績指標による定量的な評価と中長期的取り組みに対する評価を報酬に適切に反映することにより、毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を動機付ける
- ・中長期的な株式保有を促進することにより、着実な企業価値向上に向かって株主との利害共有を図る

II. 株主を含む幅広いステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる客観性と透明性を確保する

- ・報酬の決定方針については、独立社外取締役を主要な構成員とする報酬諮問委員会において審議を行い、その答申を得て取締役会において決定する
- ・報酬水準と報酬構成割合については、同等規模の比較対象企業群との客観的な比較を行うことにより継続的に妥当性を検証する

2. 報酬体系

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬で構成されており、その構成割合は、企業価値向上や目標達成を健全に動機付けることを目的として、基本報酬と業績連動報酬の比率が概ね60：40となるよう設定しております。また、業績連動報酬は、毎期の堅実な業績目標達成を促すことを目的とした年次賞与、及び中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図

ることを目的とした譲渡制限付株式で構成されております。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営に対する監督及び助言を行う機能の適切な発揮を促す観点から、固定報酬である基本報酬のみとしております。

報酬構成及び各報酬構成要素の概要は以下のとおりです。

(報酬構成)



(各報酬構成要素の概要)

報酬の種類	概要
基本報酬	役位と職責に応じて設定された固定額を毎月支給する現金報酬
年次賞与	<p>毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を促すことを目的とした現金報酬</p> <p>財務評価部分（80%）と非財務評価部分（20%）で構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務評価部分は、経営上の重要指標である連結営業利益並びにROEの目標達成度により、標準額の0～200%の範囲で変動 非財務評価部分は、従業員エンゲージメントの改善度合い、並びに各取締役の担当領域等に応じた中長期的な取り組み等の定性的な評価により、標準額の0～200%の範囲で変動 各事業年度終了後に一括現金支給

譲渡制限付株式	<p>中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図ることを目的とした株式報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、役位と職責に応じて定めた一定金額相当分の譲渡制限付株式を毎期交付し、取締役等退任時に譲渡制限を解除 ・当社の企業価値向上について株主総利回りの指標等を用いて評価を行い、報酬諮問委員会における審議を経て、株主総会決議における報酬限度額及び上限株数の範囲内で交付数を上乘せする場合がある
---------	---

なお、特定の取締役が一定数以上の大量の株式を中長期的に保有している場合において、業績連動報酬の目的やインセンティブとしての機能の実効性等に鑑み、当該取締役を譲渡制限付株式の交付対象者とせず、当該取締役に対する業績連動報酬は全て年次賞与とする場合があります。譲渡制限付株式の交付対象者については、報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決議するものとします。

3. 報酬水準

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬水準は、企業価値向上や目標達成を全社一丸となって実現することを健全に動機付けることが可能な報酬水準となるよう、外部専門機関が運営する客観的な役員報酬調査データ（WTWの「経営者報酬データベース」）等を活用して、当社と同等規模の比較対象企業群を選定の上ベンチマークを行い、役位と職責に応じて適切に設定しております。

4. 株式保有ガイドライン

第75期より、着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を一層促すため、当社取締役が在任期間において保有する当社株式数の目安として、株式保有ガイドラインを以下のとおり定めています。

- ・代表取締役社長：就任から3年後までに基本報酬の1.5倍に相当する株式
- ・その他の取締役（ただし社外取締役を除く）：就任から3年後までに基本報酬の1倍に相当する株式

5. マルス・クローバック条項

当社は、年次賞与の支給にあたり、算定の基礎とした財務諸表の数値に重大な修正等が生じた場合や、支給対象者に法令・社内規程上の重大な違反が判明した場合には、報酬諮問委員会における審議を経た答申に基づき、取締役会決議により、当該年次賞与の減額や不支給、全部または一部の返還を請求することができる制度を導入しております。また、譲渡制限付株式報酬制度において、付与対象者が法令・社内規程に違反する等の非違行為を起った場合等には、当社が付与した株式の全部を無償取得することができる条項を、譲渡制限付株式割当契約書に定めています。

6. 報酬決定プロセス

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における客観的な審議を経て取締役会決議により決定されるものとし

ます。なお、年次賞与の非財務評価部分の評価、並びに企業価値評価を踏まえた譲渡制限付株式の追加交付等を含め、取締役の個人別報酬額は取締役会における委任の決議を受けた報酬諮問委員会における審議により決定されるものとします。

報酬諮問委員会の審議においては、客観的視点及び報酬制度に関する専門的な知見等を参考とするため、必要に応じて外部専門機関（当事業年度はWTW）から情報等を得ております。

なお、第75期に係る方針についての審議を行った報酬諮問委員会の構成並びに活動状況は以下のとおりです。

（構成）

筆頭独立社外取締役	神尾 隆	（委員長）
独立社外取締役	小倉 忠	
独立社外取締役	佐藤 久美	
代表取締役社長	内藤 弘康	

（活動状況）

- 2024年2月29日：当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針の改訂についての審議
- 2024年5月17日：第74期年次賞与の決定及び第75期に係る報酬方針についての審議
- 2024年6月27日：報酬諮問委員長の選定及び第75期役員報酬（取締役）の個別金額についての審議
- 2025年2月12日：第76期に係る報酬方針についての審議

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との取引関係
取締役	神尾 隆	—	—
取締役	小倉 忠	名港海運株式会社 社外取締役	当社は名港海運株式会社との間に貿易・海運に関する取引がありますが、独立性に影響を及ぼす事項はありません。
取締役	土地陽子	日邦産業株式会社 社外取締役 大和日英基金 理事 キリンホールディングス株式会社 社外監査役	当社は日邦産業株式会社との間に部品の仕入れ取引がありますが、独立性に影響を及ぼす事項はありません。また、その他の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
取締役	佐藤久美	名古屋国際工科専門職大学 工科学部 教授	当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
監査役	松岡正明	公認会計士松岡正明事務所 所長 カネ美食品株式会社 社外取締役[監査等委員] ミタチ産業株式会社 社外取締役[監査等委員]	当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
監査役	渡邊一平	弁護士法人TRUTH&TRUST 代表 豊和工業株式会社 社外取締役[監査等委員]	当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	神尾 隆	[取締役会] 14回/14回 (100%) [指名諮問委員会] 3回/3回 (100%) [報酬諮問委員会] 3回/3回 (100%)	他の会社の取締役を歴任した豊富な経験と幅広い見識から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会社経営の面から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督機能を担っております。
取締役	小倉 忠	[取締役会] 14回/14回 (100%) [指名諮問委員会] 3回/3回 (100%) [報酬諮問委員会] 3回/3回 (100%)	他の会社の取締役を務められるなど豊富な経験と幅広い見識から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会社経営の面から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督機能を担っております。
取締役	土地陽子	[取締役会] 14回/14回 (100%) 別途、資本政策に関する相談とIR活動の状況報告を実施	他の会社でのIRやESGに関わる豊富な経験と深い見識並びに国際的な組織経営に関する知見から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営戦略の面から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当社の資本政策策定に係る協議や定期的なIR活動報告の中で、客観的・中立的立場で当社の企業価値向上に向けた有益な助言や提案を行うなど、当社の社外取締役として期待される役割を果たしております。
取締役	佐藤久美	[取締役会] 10回/10回 (100%) [指名諮問委員会] 3回/3回 (100%) [報酬諮問委員会] 2回/2回 (100%)	国際情報学や多文化共生に係る教授を歴任された学識経験者としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にグローバル戦略の面から監督・助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督機能を担っております。
監査役	松岡正明	[取締役会] 14回/14回 (100%) [監査役会] 14回/14回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	渡邊一平	[取締役会] 14回/14回 (100%) [監査役会] 14回/14回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 取締役 佐藤久美氏は、2024年6月27日開催の取締役会にて指名諮問委員会の委員に選任され、就任したため、諮問委員会の開催回数が他の指名諮問委員会の委員と異なります。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	71百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	80百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. なお、重要な子会社のうち在外子会社については、他の監査人が監査を行っております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	362,482	流 動 負 債	108,605
現金及び預金	170,846	支払手形及び買掛金	32,897
受取手形、売掛金及び契約資産	93,914	電子記録債務	17,906
電子記録債権	12,886	未払金	21,988
有価証券	5,967	未払消費税等	1,983
商品及び製品	41,526	未払法人税等	7,011
原材料及び貯蔵品	36,826	賞与引当金	6,653
その他	6,902	製品保証引当金	7,929
貸倒引当金	△ 6,389	その他	12,234
固 定 資 産	244,103	固 定 負 債	36,262
有形固定資産	152,293	繰延税金負債	17,741
建物及び構築物	64,736	環境対策引当金	2,255
機械装置及び運搬具	22,246	退職給付に係る負債	8,313
工具、器具及び備品	4,509	独禁法関連引当金	1,065
土地	49,330	その他	6,887
リース資産	5,465	負 債 合 計	144,867
建設仮勘定	6,006	純 資 産 の 部	
無形固定資産	7,791	株 主 資 本	356,994
投資その他の資産	84,019	資本金	6,484
投資有価証券	35,919	資本剰余金	8,428
退職給付に係る資産	37,596	利益剰余金	352,932
繰延税金資産	5,631	自己株式	△ 10,851
その他	4,905	その他の包括利益累計額	48,851
貸倒引当金	△ 34	その他有価証券評価差額金	8,438
資 産 合 計	606,586	為替換算調整勘定	29,357
		退職給付に係る調整累計額	11,055
		非支配株主持分	55,872
		純 資 産 合 計	461,718
		負 債 純 資 産 合 計	606,586

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		460,319
売上原価		304,257
売上総利益		156,062
販売費及び一般管理費		110,056
営業利益		46,005
営業外収益		
受取利息	3,005	
受取配当金	560	
その他の	1,715	5,280
営業外費用		
支払利息	97	
為替差損	100	
固定資産除却損	218	
自己株式取得費用	9	
減価償却費	335	
その他の	201	962
経常利益		50,323
特別利益		
投資有価証券売却益	843	843
特別損失		
独禁法関連損失	1,169	
減損損失	111	1,280
税金等調整前当期純利益		49,886
法人税、住民税及び事業税	12,844	
法人税等調整額	△ 146	12,698
当期純利益		37,188
非支配株主に帰属する当期純利益		7,497
親会社株主に帰属する当期純利益		29,691

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	118,117	流 動 負 債	42,334
現金及び預金	42,821	買掛金	14,996
受取手形	2,119	電子記録債務	9,162
売掛金	37,441	リース債務	16
電子記録債権	11,652	未払金	5,463
有価証券	3,789	未払費用	755
商品及び製品	12,460	未払法人税等	3,960
原材料及び貯蔵品	6,345	預り金	163
その他	1,495	賞与引当金	2,958
貸倒引当金	△9	製品保証引当金	3,563
固 定 資 産	168,598	その他	1,293
有 形 固 定 資 産	75,855	固 定 負 債	10,128
建物	28,100	リース債務	21
構築物	2,005	退職給付引当金	3,589
機械及び装置	5,857	その他	6,517
車両運搬具	82	負 債 合 計	52,463
工具、器具及び備品	1,926	純 資 産 の 部	
土地	35,633	株 主 資 本	226,076
リース資産	34	資本金	6,484
建設仮勘定	2,214	資本剰余金	8,743
無 形 固 定 資 産	1,412	資本準備金	8,743
ソフトウェア	1,113	利 益 剰 余 金	221,699
その他	298	利益準備金	1,614
投資その他の資産	91,331	その他利益剰余金	220,084
投資有価証券	34,861	別途積立金	160,000
関係会社株式	32,353	繰越利益剰余金	60,084
関係会社出資金	1,870	自 己 株 式	△ 10,851
前払年金費用	21,179	評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,176
その他	1,073	その他有価証券評価差額金	8,176
貸倒引当金	△7	純 資 産 合 計	234,252
資 産 合 計	286,716	負 債 純 資 産 合 計	286,716

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		234,682
売 上 原 価		175,890
売 上 総 利 益		58,791
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		40,065
営 業 利 益		18,726
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,144	
そ の 他	1,478	9,623
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	281	
固 定 資 産 除 却 損	126	
自 己 株 式 取 得 費 用	9	
減 価 償 却 費	368	
そ の 他	36	822
経 常 利 益		27,528
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	812	812
税 引 前 当 期 純 利 益		28,340
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,035	
法 人 税 等 調 整 額	△ 293	5,742
当 期 純 利 益		22,598

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

リンナイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 神 野 敦 生

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 重 光 哲 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リンナイ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンナイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

リンナイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	野	敦	生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	重	光	哲	郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リンナイ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に対面又はウェブ会議システムで出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

リンナイ株式会社 監査役会

常勤監査役 清水 正 則 ㊟

常勤監査役 加 島 厚 朗 ㊟

監査役 松 岡 正 明 ㊟

監査役 渡 邊 一 平 ㊟

(注) 監査役松岡正明及び監査役渡邊一平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

定時株主総会 会場ご案内図

会場 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール メインホール（3階）
愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号
※会場が前回と異なっております。お間違いのないようご注意ください。

交通 あおなみ線「ささしまライブ駅」下車 徒歩約3分



※本株主総会におけるお土産の配布はございません。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。